

## 平成29年度 第1回社会福祉審議会 要旨

日 時 平成29年7月27日（木） 午後1時30分～2時40分

場 所 市役所4階特別会議室

出席者

構成員 前田委員 田中委員 民岡委員 西田委員 黒田委員 横尾委員  
瀬戸委員 小林委員 和泉委員 北上委員 岩崎委員 （順不同）

事務局 福祉課 岩崎参与 森寄副課長  
障害福祉課 藤田課長 富依主査 佃主査  
介護保険課 舟坂課長 福寄特命課長 五百蔵副課長

委員15名中 11名出席により会は成立

傍聴人の数：1名

### 1 開会

### 2 市長挨拶

皆さんこんにちは。今回は、第1回目の社会福祉審議会という事でお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。社会福祉審議会は、社会福祉行政の円滑な運営とその推進を図り、市民が安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを実現するため、必要な事項を調査審議する会議となります。今年度は、第5期三木市障害福祉計画及び第1期三木市障害児福祉計画と三木市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定するため、ご審議していただきます。どうか忌憚のないご意見を出していただき、三木市のより良いに福祉行政につながることを期待しております。よろしくお願ひ申し上げて、冒頭の挨拶とさせていただきます。

### 3 委員自己紹介

### 4 会長・副会長選出

前田会長、和泉副会長に決定

## 5 会長あいさつ

(前田会長)

関西国際大学の前田と申します。保健医療学部の老年看護学を専門としています。本会の目的は、このたびの三木市社会福祉審議会開催の目的は、平成30年度から始まる第5期三木市障害福祉計画、第1期三木市障害児福祉計画、三木市高齢者福祉計画、及び第7期介護保険事業計画策定に対する審議になります。平成29年度から始まる第3期地域福祉計画策定に関する審議となります。今後3年間の三木市の福祉施策の根幹となる計画を皆様とご審議することとなります。また、今までの計画の反省も行い、それを踏まえて、より良い計画にしていきたいと思っております。来年の2月にかけての長期になりますが、皆様の貴重なご意見とご協力を賜りますようお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

## 6 諮問

仲田市長から前田委員長に諮問書が託されました。

## 7 協議事項

### (1) 「地域協議会」としての社会福祉法人に関する審議について

- ・改正社会福祉法により、地域公益事業を行う計画の策定は、「地域公益の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされました。
- ・「住民その他の関係者」による会議を「地域協議会」と呼称し、三木市社会福祉審議会において「地域協議会」としての審議をお願いします。
- ・三木市社会福祉審議会条例第2条に基づき審議をお願いします。
- ・平成29年度には、審議すべき事案は出て来ておりませんが、今後審議すべき事案があれば、お願いします。
- ・次年度以降、社会福祉法人が計画を策定した際にその法人の担当が皆様に説明することとなります。
- ・「地域協議会」のイメージですが、社会福祉審議会は、福祉に関する計画策定に対してご審議頂くようなイメージでしたが、それに加えて「地域協議会」としての機能ももっていただき社会福祉法人に関する審議すべき事案が出てきた場合、ご審議をお願いします。

(2) 第5期三木市障害福祉計画と第1期三木市障害児福祉計画の計画策定について

- ・障害福祉計画は「障害者総合支援法」による障害福祉サービスや相談支援、また地域生活支援事業などの障害者を支援する事業の必要量を見込み、目標数値として定め、これらの事業を確保するための方策を定めるものです。
- ・障害児福祉計画は、平成28年6月に改正された「児童福祉法」に基づき、これまで努力義務だった障害児福祉計画が義務化され、平成30年度から市町村において策定をすることとなりました。こちらも障害児を支援する事業の必要量を見込み、目標数値として定め、これらの事業を確保するための方策を定めるものです。
- ・この障害児福祉計画は、児童福祉法で障害福祉計画と一体として策定することができることから、本市では障害福祉計画と一体として策定をします。併せて障害者基本計画に包含するものです。
- ・「障害福祉施策に関する国の計画及び内容」については、まず本市が平成27年3月に策定しました第4期障害者基本計画（平成27年～平成32年度）がおおもとの計画となります。
- ・これは障害者基本法第11条第3項で規定する「障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」としてあります。
- ・本市における将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般について幅広い分野の事項を規定しています。
- ・障害者総合支援法第88条に基づく「第5期障害福祉計画」の策定ですが、国の基本指針の中で「成果目標」として、障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標に関する事項、「活動指標」として、各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みの策定が義務付けられています。
- ・新たに児童福祉法第33条に基づく「第1期障害児福祉計画」の策定が、国の基本指針の中で「成果目標」と「活動指標」が障害福祉計画と同様に義務付けられました。
- ・目標年次は、「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」共に、目標年次を平成32年度としています。

- ・スケジュール案は、全体会の審議を2回、障がい者福祉検討部会のご審議を4回予定しています。
- ・障害福祉課では、審議会等でのご意見や障害者からのアンケート結果状況、過去の実績等を踏まえ、今後の計画等を検討し、検討部会へ提案をさせていただきます。
- ・計画の骨子が出来上がりましたら、パブリックコメントを実施して、市民の皆様のご意見をお伺いします。

(3) 三木市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の計画策定について

- ・市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。
- ・介護保険事業計画については保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする計画を策定しています。
- ・平成29年度をもって、「三木市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、新たに平成30年度から32年度までの3年間で計画期間とする、「三木市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定します。
- ・第6期（平成27年度～29年度）以降の介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付けられ、2025年までの各計画期間（第6期～第9期）を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとなります。
- ・第9期計画の終期には、「2025年問題」がありまして、団塊の世代の方が75歳を迎えられ、この年には、医療制度や介護制度において財源不足が生じると言われています。
- ・第7期（平成30年度～32年度）においては、第6期で目指した具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくための位置付けを明らかにすることが求められます。
- ・「三木市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定に際し、計画策定の基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を実施するとともに、現行計画の計画進捗状況等の把握分析、事業実績の把握分析を基に検討を行うほか、介護保険法改正など国の動きを注視しながら策定作業を進めていきます。

- ・当事者や専門的見地から、幅広い視点での協議・検討を行うため、三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会に諮ります。
- ・素案作成後パブリックコメントを実施して広く市民意見の把握と反映します。

(4) 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）について

- ・今から第5期三木市障害福祉計画や第7期介護保険事業計画を平成32年に向けて計画を策定していくわけですが、その前提となる福祉全体の大きな流れが変わっていきようとしていますが、簡単に紹介させていただきます。
- ・地域で共生社会を作っていく中で福祉を支えていくために国が中心となって改革を進めようとしており、公的支援を「縦割り」から「丸ごと」への転換を目指しています。今まで、介護・障がいの関係・子育て支援など個別でやっていたことを総合的に行なって、将来的にまとめていかなければなりません。
- ・今まで行政が行ってきたことでも、「我が事」として地域で共生の仕組みを作っていく方向になっていく考え方です。
- ・地域共生社会の実現するための4つの柱があります。
  - 1 地域課題の解決力の強化
  - 2 地域を基盤とする包括的支援の強化
  - 3 地域丸ごとのつながりの強化
  - 4 専門人材の機能強化・最大活用
- ・今後、法改正も行なわれ、この考え方に基づいて地域福祉計画も将来的に見直されていくと思います。地域を基盤とする包括的支援も充実させていこうという動き、介護の施設と障がい者の施設を合わせていくような共生型のサービスも生み出していったりします。
- ・今までは、福祉は福祉の範疇だったものが、今後は、町おこし、産業振興などの広い意味での支え合いや協力体制を地域で作っていきます。
- ・行政も一つの窓口を目指して、それを支えていくようなモデルを国では、示しておりまして、三木市にあったスタイルを展開したいと思っています。

8 各計画策定部会の委員構成について

(前田会長)

- ・この後、2つの分科会に分かれて審議していただきます。

- ・細部にわたっては、各分化会で審議をお願いしたいと思いますが、今までの説明に対して、ご意見・ご質問があればお願いします。

(委員)

「地域共生社会」の実現に向けての説明を受けましたが、委員の中で情報を共有できたとしても、これを住民の方に伝えたり、理解していただくことが非常に大事なことで、計画が出来て住民の方にどのようにして浸透させていくのでしょうか。立派な計画も伝わらなくては、良くないのではないのでしょうか。また、資料のイメージ図も分かりにくいと思われませんが、いかがでしょうか。

(事務局)

いままであったイメージ図が少しずつ変更され地域力を高めるような組織の形が重なって出て来てきています。結局の目的は、地域の共生を進めるための議論の場となり、目的は一つなんですけれども。

(委員)

主役は、住民なんですよ。そこが大事なんですよね。立派な計画が出来ても、住民の方が参加できなかつたり、意識が無かつたら、せっかく良い計画を作っても機能しません。地域包括ケアシステムも介護保険課で一生懸命やっていたいただいています。介護保険にある程度関わっておられる方は努力されていますが、介護を受けて初めて制度が理解できた、それまでは、制度を知らなかつた方が結構いらっしゃる。やっぱり、主体は、住民なんですよ。こんな制度がありますよと分かりやすく説明してあげられるような、入口が大事であって、住民の皆さんにいかに分かっていただけることが大切だと思います。

(事務局)

これまで総合事業の関係で生活支援コーディネーターを設置するということすすめておりました、良く似た組織なので、その説明をするなかで地域ぐるみで進めていくことの重要性を市民の皆様に理解してもらえるようにして行きたいと思っています。今回、国がこのような表現を使っていますが、表現がコロコロ変わらないよう注意を払っていきます。

(委員)

今回の資料は、国が使っているものを使用されていますが、逆に市が独自に作っていくのは如何でしょうか。三木市には、このような特色がある。これを逆に下から上に持っていくのは、如何でしょう。

(事務局)

ここで示しているのは、国の大きな方向性だけを示しているものであることを念頭に入れていただけたらと思います。あとは、市や町が独自の特徴を生かして、計画に盛り込んでいって作ったら良いものです。事業については、各市が特徴的な事、困っている事を重点的に入れることで作っていきたいと思っています。

(委員)

「地域協議会」としての社会福祉法人に関する審議について、社会福祉審議会との兼ね合いを教えてください。具体的には、どんなふうになっていくのでしょうか。審議委員の役割について、教えてください。

(事務局)

国の方では、「地域協議会」という名を使っておりますが、社会福祉審議会で組織的には問題ありません。資料の最後にあるように公益事業を実施しようとする法人からの要請に基づいて、地域公益事業の実施状況の確認については年に一度行うことが考えられます。要請がありましたら、このような会（社会福祉審議会）で意見徴収を行い、地域の福祉課題や地域に求められる福祉サービスの内容に関して意見を言うていただく会となります。

(前田会長)

それでは、事務局の方から各計画部会の委員構成について説明して下さい。

(事務局)

- ・別表のとおり読み上げ
- ・今後の部会の日程について説明

5 閉会あいさつ  
(前田会長)

6 閉会